

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 この会は、RCE 北海道一道央圏協議会（以下「協議会」という。）という。

(目的)

第 2 条 協議会は、地域の特性を活かし、世界とつながりながら RCE 北海道一道央圏（以下、「RCE 道央圏」という）の活動を効果的に推進し、道央圏（石狩、空知、後志、胆振、日高管内）における持続可能な開発のための教育（以下、「ESD」という）の振興をとおして国連持続可能な開発目標（SDGs）の達成に貢献していくことを目的とする。

(事業)

第 3 条 協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 道央圏における ESD 推進に関する情報交流
- (2) 道央圏における ESD 推進に関するビジョンや課題の共有
- (3) 道央圏における ESD 実践に関する連携・ネットワークづくり
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な事業

## 第 2 章 会員

(会員)

第 4 条 協議会の会員は、道央圏に活動拠点を有し、第 2 条の目的に賛同する組織（営利・非営利、法人格等は問わない）とする。

(入会)

第 5 条 会員になろうとする者は、2 以上の会員の推薦を得て、運営委員会の承認を受けなければならない。

(退会)

第 6 条 会員は、退会しようとするときは会長に届けなければならない。  
2 前項にかかわらず、1 年以上連絡が取れない会員は、退会したものとみなす。

(除名)

第 7 条 会員が協議会の名誉を傷つけ、または目的に反する行為をしたときは、総会の合意により、これを除名することができる。

## 第 3 章 組織

(役員の種類及び選任)

第 8 条 協議会に次の役員を置く

- (1) 会長 1 人
  - (2) 副会長 1 人
  - (3) 運営委員 10 名程度
- 2 会長、副会長、運営委員は、総会において、会員の組織に所属する者の中から選任する。
- 3 前項にかかわらず、会長は、必要があると認めるときには、運営委員を若干名加えることができる。

(役員の仕事)

第 9 条 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、必要に応じて会長の職務を代行する。
- 3 運営委員は、運営委員会を構成し、協議会の運営に必要な事項について協議する。

(役員の仕事)

第 10 条 役員の仕事は 2 年とし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は再任されることができる。

(事務局)

第 11 条 協議会の会務を処理するために事務局を置く。

2 事務局は、酪農学園大学農食環境学群環境共生学類、北海道大学大学院環境科学院、公益財団法人北海道環境財団が共同で運営する。

## 第 4 章 会議

(種別)

第 12 条 協議会の会議は、総会及び運営委員会とする。

(機能)

第 13 条 総会は、会員をもって構成し、第 2 条の目的のために必要な情報交流及び意見交換等を行うとともに、この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関する重要事項について決定する。

2 運営委員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成し、協議会の運営に必要な事項を決定する。

(総会)

第 14 条 総会は、会長が招集する。

2 総会の議長は、会長がこれにあたる。

3 会長は、必要があると認めるときには、総会に会員以外の者の出席を要請することができる。

4 総会の議事は、出席会員の合意により決定する。

(運営委員会)

第 15 条 運営委員会は、会長が招集する。

2 運営委員会の議長は、会長がこれにあたる。

3 運営委員会の議事は、運営委員の合意により決定する。

(部会等の設置)

第 16 条 協議会は、第 3 条の事業を遂行するため、運営委員会の決定を経て、部会等を置くことができる。

## 第 5 章 事業計画等

(事業年度)

第 17 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画等)

第 18 条 協議会の事業計画、事業報告等は、会長が作成し、総会において決定する、ただし、総会までの間の当該年度に必要な事項については、会長が専決することができる。

## 第 6 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 19 条 この規約は、総会において出席した会員の合意を得て、変更することができる。

(解散)

第 20 条 協議会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

(1) 協議会の目的が達成されたとき、または、達成が不可能となったとき。

(2) 国連大学による RCE 道央圏の認定が取り消されたとき。

(3) 総会において出席した会員の同意があったとき。

## 附則

第 1 条 この規約は、2016 年 3 月 16 日から施行する。

第 2 条 協議会の設立当初の会員及び役員は、第 5 条及び第 8 条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

第 3 条 協議会の設立当初の事業年度は、第 17 条の規定にかかわらず、設立総会開催日から 2017 年 3 月 31 日までとする。